

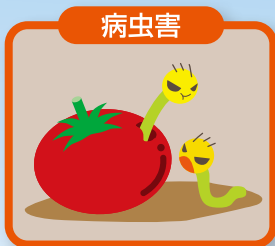
園芸施設共済

園芸施設に損害が発生した場合の公的な保険制度は、農業共済のみです。
(農業共済への加入が災害対策の基本であり、農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。)

雪害・ひょう害



病虫害



鳥獣害



風水害



落雷



共済金の支払対象 となる災害

火災



車両等の衝突



地震



航空機の墜落



破裂・爆発



安心のネットワーク

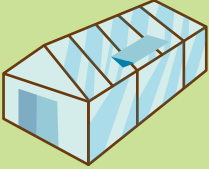
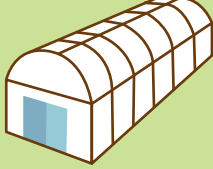
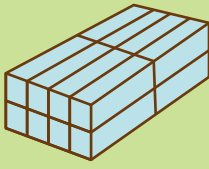

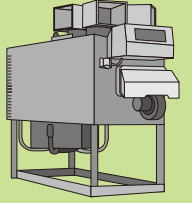
NOSAI おおいた

大分県農業共済組合



● 加入できるもの

所有しているハウス施設は全て加入の申込みをしてください。

ガラス室 鉄骨ハウス 	パイプハウス 雨よけハウス 	多目的 ネットハウス 	農作物  <small>育苗中のものは除きます。</small>	附帯施設  <small>自動カーテン装置・自動制御装置・ヒートポンプ等</small>
--	---	--	---	--

加入の組み合わせ

**エ 50万円 及び オ 100万円は
9月1日より選択が可能**

① 標準

園芸施設
(本体 + 被覆材)

② オプション

- 附帯施設
- 施設内農作物
- 撤去費用
- 復旧費用

③ 小損害不填補 の選択

- | | |
|---|------------------------------------|
| ア | 3万円 <small>(または共済価額の20分の1)</small> |
| イ | 10万円 |
| ウ | 20万円 |
| エ | 50万円 |
| オ | 100万円 |

※損害の額が選択した金額を超えた場合に、共済金をお支払します。

- ①施設本体と被覆材が加入の基本となります。
(6月1日より耐用年数の2.5倍を超えた施設については、加入者が希望すれば一括加入の対象から除外ができます。)
- ②附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用は選択加入となります。
※附帯施設を選択した場合、全ての加入となります。
※施設内農作物は、園芸施設共済の一般方式が事故除外方式、または青色申告を行っている方は、収入保険制度のいずれかに加入ができます。(詳しくは、担当者へご相談ください。)
- ③小損害不填補の選択 (ア・イ・ウ・エ・オのいずれかを選択)

● 補償する期間

**共済掛金を払い込んだ日の翌日から、未被覆期間を含めた1年間
(被覆材の補償は申し出た期間)**

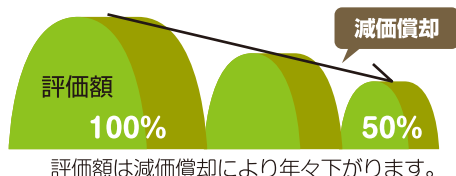
- ただし、共済責任期間の始期または終期を統一する場合、及び施設の設置が周年でない場合は1年未満とすることができます。
- 被覆材は、異動通知により補償期間の変更ができます。



● 共済価額(評価額)

ハウス本体、附属施設の評価額及び施設内農作物の価額を1棟ごとに算定します。
 なお、施設内農作物の価額は、投下した「生産費部分を補償する」という考え方になっています。

園芸施設の経年減価について(減価償却)



ハウスは建設後、時間の経過とともに風雨等により劣化が進み、強度や耐久性が低下して価値が下がっていきます。施設本体や附属施設には時価現存率、ビニールには被覆経過割合を定め、評価額を算定します。

プラスチックハウス類(パイプハウス)の時価現存率							ビニールの被覆経過割合						
1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	……	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
100%	95%	90%	……	55%	50%	以下同じ	一般軟質	100%	50%	25%	以下同じ		
							耐久性軟質 (厚さ0.15mm未満)	100%	71%	50%	35%	25%	以下同じ

※他の施設区分、ビニールについてはお問い合わせ下さい。

復旧費用について

施設の復旧(修理)を条件に、施設本体の評価額の上乗せができます。

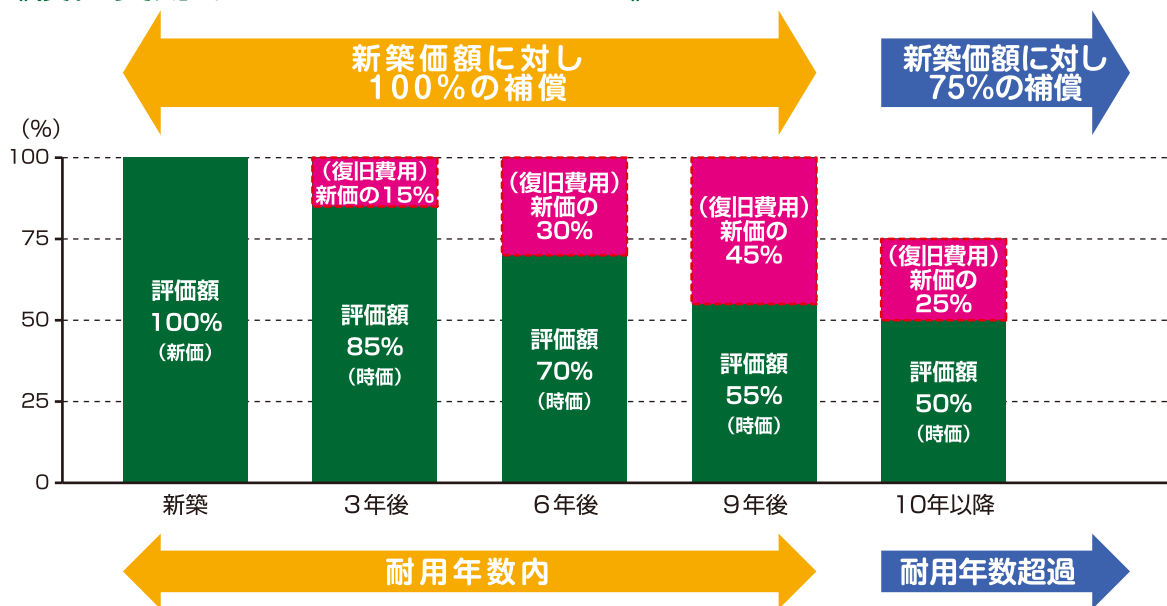
※復旧費用については、掛金の国庫負担はありません。

①耐用年数内の施設なら、
新築の施設と同じ評価額まで

②耐用年数を過ぎた施設でも、
新築の施設の75%の評価額まで

施設種類	耐用年数
パイプハウス	10年
鉄骨ハウス	14年
附属施設	7年

《復旧費用イメージ図(パイプハウス)》



● 補償する金額(共済金額)



● 農家負担共済掛金等

加入者が負担する共済掛金等

- 農家負担共済掛金 = (① + ② + ③ + ④ + ⑤) × 国庫負担掛金(50%) + ⑥ + ⑦
- ① 特定園芸施設及び附帯施設の共済金額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設掛金率 × 被覆期間割合
② 特定園芸施設及び附帯施設の共済金額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設掛金率 × 未被覆期間割合
③ 施設内農作物の共済金額 × 施設内農作物掛金率 × 被覆期間割合
④ 撤去費用の共済金額 × 被覆期間の撤去費用掛金率 × 被覆期間割合
⑤ 撤去費用の共済金額 × 未被覆期間の撤去費用掛金率 × 未被覆期間割合
⑥ 復旧費用の共済金額 × 被覆期間の復旧費用掛金率 × 被覆期間割合
⑦ 復旧費用の共済金額 × 未被覆期間の復旧費用掛金率 × 未被覆期間割合
- 賦課金 = 総代会によって定められた賦課単価に、棟数・設置面積・被覆期間を乗じた額

※国が掛金を50%負担するのは、農家が所有するすべての棟の共済金額が1年度につき1億6,000万円までです。
※復旧費用の掛金については、全額加入者の負担となります。

掛金率につきましては、過去の引受及び共済金支払の状況により、危険段階別共済掛金率(41区分)を適用します。
(過去に共済金の支払いが大きい場合は高い掛金を負担していただき、逆に共済金の支払いが少ない場合は低い掛金を負担していただく仕組みです。)

● 異動通知

**変更がある場合は、
ただちに NOSAI へご連絡ください。**

- ア 共済目的の譲渡
イ 共済目的の移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
ウ 共済目的の共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)又は滅失
エ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと
オ 特定園芸施設の被覆期間の変更

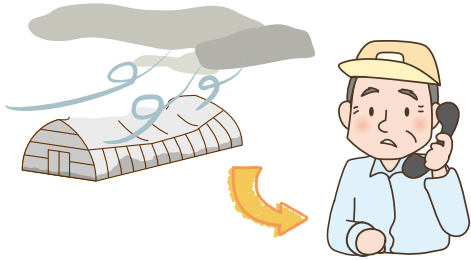


注意事項!!

異動通知のうち、被覆期間の変更に伴い追加掛金が発生し、2週間以内に追加掛金が納入されない場合は、追加掛金が納入される日までの期間は補償されません。
また、増改築等に伴い追加掛金が発生する場合は、追加掛金が納入された翌日より増額部分の補償が開始します。

● 損害通知

損害が発生したら、
ただちに NOSAI へご連絡ください。



通知事項

- 1 災害の種類・損害の発生日
- 2 損害を受けた施設の所在地及び棟番号
- 3 損害の状況

※損害の確認ができない場合は、共済金が支払われません。

災害時に緊急に修理する必要がある場合は、被害を受けたパイプやビニール等を捨てずに保存してください。また、NOSAI の損害評価が終了するまで、施設本体や農作物を撤去しないでください。

● 共済金の支払

1 棟ごとの損害額が、選択した小損害不填補（ア. 3万円または共済価額の20分の1、イ. 10万円、ウ. 20万円、エ. 50万円、オ. 100万円を超える場合に、共済金をお支払いします。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

(共済価額 × 損害割合) × (付保割合)

※1 損害額

- 園芸施設本体** = 本体の価額 × 本体の損害割合
- 園芸施設被覆材** = 被覆材の価額 × 被覆材の損害割合 × (100 - 自然消耗割合 ※2)
- 附帯施設** = 附帯施設の修繕費 × 附帯施設の時価現有率
- 施設内農作物** = 施設内農作物の価額 × 施設内農作物の損害割合
- 撤去費用** = 撤去費用に係る領収書の金額「撤去に要した金額が100万円を超える場合または損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合に支払対象」
 - ただし、領収書の金額が次の金額を超える場合は、次の金額を適用する。
 - 全損の場合 = 単位当たり撤去費用 × 設置面積
 - 分損の場合 = 単位当たり撤去費用 × 設置面積 × 損害割合
- 復旧費用** = 復旧費用に係る領収書の金額 - 園芸施設本体の被害額
 - ただし、当該金額が次の金額を超える場合は、次の金額を適用する。
 - 全損の場合 = 復旧費用の価額
 - 分損の場合 = 復旧費用の価額 × 施設本体または附帯施設の損害割合

※2 自然消耗割合

一般軟質フィルム

共済責任開始日（未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日）からの経過月数	自然消耗割合
0～3ヶ月	0%
4～6ヶ月	12%
7～9ヶ月	25%
10～12ヶ月	37%

耐久性軟質フィルム

共済責任開始日（未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日）からの経過月数	自然消耗割合
0～6ヶ月	0%
7～12ヶ月	14%

耐久性硬質フィルム

0～12ヶ月	0%
--------	----

ご注意 !!
こんな場合は、
共済金は
支払われません

- ◎選択した小損害不填補（3万円または共済価額の20分の1、10万円、20万円、50万円、100万円）に該当しない損害
- ◎異動通知のない被覆期間外の被覆材の損害
- ◎異動通知後から追加の共済掛金が納入される日までの損害
- ◎故意または重大な過失等により生じた損害
- ◎自然消耗等によって生じた損害
- ◎生理障害や薬害による損害（施設内農作物）

加入時の補償額と共済掛金の目安 (200㎡当たりの標準的なハウスの場合)

ハウスの種類	設置後の経過年数	補償額 (共済金額)				共済掛金 (加入者負担額)							
						(小損害不填補 3万円 または 共済価額の1/20)				(小損害不填補 10万円)			
		施設 (千円)	農作物 (千円)	撤去費用 (千円)	復旧費用 (千円)	施設 (円)	農作物 (円)	撤去費用 (円)	復旧費用 (円)	施設 (円)	農作物 (円)	撤去費用 (円)	復旧費用 (円)
ガラス鉄骨 (ガラス室Ⅱ類) 	新築	2,256			0	993			0	857			0
	7年	1,624	69	192	632	715	398	23	259	617	348	20	227
	14年以上	1,128			564	496			231	429			203
パイプハウス (プラスチックハウスⅡ類) 	新築	350			0	6,820			0	2,235			0
	5年	262	58	46	72	5,105	1,904	37	591	1,673	1,119	12	193
	10年以上	175			72	3,410			591	1,117			193
鉄骨下軟質フィルム (プラスチックハウスⅢ類) 	新築	840			0	8,245			0	5,851			0
	7年	605	80	140	221	5,938	1,130	144	1,113	4,214	1,013	102	791
	14年以上	420			198	4,122			997	2,925			708
鉄骨中軟質フィルム (プラスチックハウスⅣ類甲) 	新築	1,040			0	4,363			0	2,969			0
	7年	749	72	140	271	3,142	1,430	44	905	2,138	473	30	615
	14年以上	520			242	2,181			808	1,485			549
鉄骨中硬質フィルム (プラスチックハウスⅣ類乙) 	新築	1,628			0	2,344			0	1,522			0
	7年	1,172	112	140	308	1,688	1,768	43	508	1,096	1,669	28	329
	14年以上	814			275	1,172			453	761			294
鉄骨上合成樹脂板 (プラスチックハウスⅤ類) 	新築	1,892			0	1,854			0	1,646			0
	7年	1,362	100	140	368	1,335	767	48	375	1,185	694	43	331
	14年以上	946			328	927			334	823			295
雨よけパイプハウス (プラスチックハウスⅥ類) 	新築	326			0	9,434			0	1,040			0
	5年	245	54	46	72	7,090	2,561	95	1,230	782	995	10	135
	10年以上	163			72	4,717			1,230	520			135

※補償割合は80%、被覆期間は12ヶ月、農作物の補償額等はネギやニラなどの葉菜類で算定。
 ※小損害不填補の額は、上記以外に20万円、9月1日より50万円及び100万円が追加となり、額が大きくなるほど共済掛金が安くなります。
 ※復旧費用については、国からの共済掛金補助はなく、全て加入者負担になります。
 ※未被覆期間がある場合は、別に告示された被覆期間、未被覆期間に応じた掛金率での負担となります。(未被覆期間についての掛金率は、被覆期間の掛金率に比べ非常に少ない掛金率となっています。)

詳しいお問い合わせ・お申し込みは、最寄りの農業共済組合へ連絡下さい。

東部支所

〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2
 TEL(0978)63-4466 FAX(0978)63-4461

中西部支所

〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15
 TEL(0973)72-3409 FAX(0973)72-3486

大分出張所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号
 TEL(097)576-7461 FAX(097)576-7471

本所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号

南部支所

〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33
 TEL(0974)22-3330 FAX(0974)22-6604

竹田出張所

〒878-0024 竹田市大字玉来819番地1
 TEL(0974)63-2825 FAX(0974)63-2843

北部支所

〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地5
 TEL(0978)32-1307 FAX(0978)32-0177

TEL(097)544-8110 FAX(097)544-8242